

住宅や建築物を耐震化したい

No.3	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成 17 年度
------	-------	------	-----------------

支援の名称 住宅・建築物の耐震化の促進
(住宅・建築物安全ストック形成事業)

制度の趣旨・背景 住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う制度です。

制度の内容

住宅
○耐震診断：国 1 / 3 (地方 1 / 3)

※地方公共団体は、住宅ごとに以下の「**■個別支援**」と「**■パッケージ支援**」を選択して適用することが可能

■個別支援
○補強設計等：国 1 / 3 (地方 1 / 3)
○耐震改修等：国 1 1. 5%、1 / 6*
(地方 1 1. 5%、1 / 6*)

※：マンション

■パッケージ支援

- ・交付対象：補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額
- ・交付額：

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
・密集市街地等 (防火改修含む)	1 5 0 万円
・多雪区域	1 2 0 万円
・その他	1 0 0 万円

※ただし、上記金額と補助対象工事費の 8 割のいずれか低い額を限度

- ・対象となる市区町村：以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。
 - ①戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
 - ②耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
 - ③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
 - ④耐震化の必要性に係る普及・啓発

	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断等：国1／3（地方1／3） ○耐震改修等：国11.5％（地方11.5％） <p>ブロック塀等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断：国1／3（地方1／3） ○除却、改修等：国1／3（地方1／3） <p>補助対象限度額は耐震診断、除却、改修等の合計事業費 80,000円／m</p>
対象となる方	住宅・建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者（地方公共団体からの補助）
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-677）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html